

## 商品概要説明書

新フリーローン（株式会社ジャックス保証）

（令和4年4月1日現在）

商品名	新フリーローン
ご利用いただける方	当JAの組合員（准組合員含む）・役職員（関連会社役職員含む）で次の条件を満たす方。 ○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢70歳以下）。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。
資金使途	○原則自由とします。ただし、事業資金は除きます。
借入金額	○10万円以上300万円以内、1万円単位とします。
借入期間	○6か月以上8年以内とします。
借入利率	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、保証料(2.0%)を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（株式会社 ジャックス）の保証をご利用いただきます。但し、株式会社 ジャックスが必要と認めた場合は連帯保証人が必要になります。
取扱手数料	○1,100円（税込）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0237-86-8189）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

	<p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）  「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A さがえ西村山